一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県上伊那郡宮田村
二　地域再生計画の名称　中央アルプス山麓を活かした林業・観光地再生プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上伊那郡宮田村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　上田市
二　地域再生計画の名称　～健幸実感～　国民保養温泉地活性化プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　上田市の区域の一部（鹿教湯温泉地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　上田市
二　地域再生計画の名称　「住み良いまち・うえだ」快適環境のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　上田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上伊那郡宮田村
二　地域再生計画の名称　中央アルプスジオパーク化に向けた観光地再生事業及び宮田ブランド化事業
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上伊那郡宮田村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上高井郡高山村
二　地域再生計画の名称　付加価値を高める農業6次産業化推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上高井郡高山村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　美濃市
二　地域再生計画の名称　市民演奏会による交流促進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　美濃市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　海津市
二　地域再生計画の名称　海津市「美しい自然を守り、ともに生きるまちづくり」計画
三　地域再生計画の区域の範囲　海津市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県、御殿場市及び裾野市
二　地域再生計画の名称　箱根外輪山魅力発信計画
三　地域再生計画の区域の範囲　御殿場市及び裾野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富士宮市
二　地域再生計画の名称　コンビニと連携したベビーステーションの普及と母力応援プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　富士宮市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富士宮市
二　地域再生計画の名称　光ファイバ網の整備による住環境の向上と産業振興プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　富士宮市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）